

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

白川町福祉有償運送事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

白川町長 佐伯正貴

白川町福祉有償運送事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令

白川町福祉有償運送事業補助金交付要綱（令和4年白川町訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象経費に応じ、当該各号に定める額の合計額から利用者が支払う利用料金を差し引いた額とする。この場合において、100円未満の端数額が生じた場合は、当該端数額を切り捨てた額を補助金の額とする。</p> <p>(1) 車両に係る燃料費 走行距離数に<u>白川町職員の旅費に関する条例施行規則（昭和32年白川町規則第5号）第12条第7項に規定する額</u>を乗じた額</p> <p>(2) 運行業務に要した時間に係る費用 15分当たり<u>300円</u>を乗じた額とし、15分に満たない時間は、これを繰り上げる。なお、運行業務に要した時間として、次のアを加算し、必要に応じてイを加算することができる。</p> <p>ア 乗車前後の点検・点呼に要する時間 <u>1運行につき30分</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象経費に応じ、当該各号に定める額の合計額から利用者が支払う利用料金を差し引いた額とする。この場合において、100円未満の端数額が生じた場合は、当該端数額を切り捨てた額を補助金の額とする。</p> <p>(1) 車両に係る燃料費 走行距離<u>1キロメートル</u>当たり<u>37円</u> _____を乗じた額</p> <p>(2) 運行業務に要した時間に係る費用 15分当たり<u>250円</u>を乗じた額とし、15分に満たない時間は、これを繰り上げる。なお、運行業務に要した時間として、次のアを加算し、必要に応じてイを加算することができる。</p> <p>ア 乗車前後の点検・点呼に要する時間 _____ <u>30分</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

改正後	改正前
附 則 <u>1</u> (略) <u>2</u> この要綱は、令和8年8月31日限り、 <u>その効力を失う。</u>	附 則 (略)

附 則  
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。